

# 千葉市の未来を担うこども・子育て施策



1	こども・子育て施策は最重要施策	3
2	千葉市こども・若者基本条例	4
3	千葉市こども・若者プラン	14
4	こども・子育て支援への取組み	17
5	保育所における待機児童ゼロ継続に向けた取組み	21

## ■ 少子化の進行…社会全体に大きな影響

- ❖労働人口の減少 → 社会保障制度の持続可能性が問われる
- ❖地域社会の活力の減退

## ■ こども政策の推進…こどもまんなか社会の実現にむけて

- ❖R5.4から「こども基本法」が施行、「こども家庭庁」が発足
- ❖R7.4から「千葉市こども・若者基本条例」が施行

## ■ 人口減少期にあって、こども・子育て施策は都市戦略

- ❖人口減少期が本格的に到来し、自治体にとって人口減少を食い止めることが施策の最優先事項に
- ❖特に働き盛りの世帯、つまり子育て世帯の流入等が重要施策に
- ❖そのためには子育て世帯に魅力的な街でなければならない

## ■ 子育て世帯に魅力的なまちづくりを目指して

- ❖待機児童解消に向けた取組み
- ❖各種子ども・子育て施策の展開、児童虐待への対応
- ❖こどもの視点に立ったまちづくり（こどもの参画）

## 2 千葉市こども・若者基本条例

### (1) 『千葉市こども・若者基本条例』の制定

全てのこどもや若者の権利が保障され、自分らしくいきいきと健やかに成長し自立するとともに、社会に参画していくための環境を整え、おとなとして将来にわたって一人一人が尊重され、自己実現を果たすことができる社会の実現を図ることを目的とした「千葉市こども・若者基本条例」を制定(令和7年4月1日施行)

#### 千葉市こども・ 若者基本条例



#### 【基本理念(第3条)】

- ・全てのこどもや若者について、個人としての尊重、基本的人権の保障、個性による差別的扱いの禁止
- ・虐待等から守られること、虐待等を受けた場合の保護や支援・存在の受容、自尊心が育まれ、必要とされることの安心感、愛情深い養育
- ・意見形成・表明の支援、意見表明・社会参画の機会の確保、意見の尊重、一人一人の最善の利益を優先
- ・支援が必要なこどもや若者の状況に応じた配慮
- ・困難を有するこどもや若者への支援
- ・こどもの養育に関する社会全体の理解、それぞれの立場での役割、子育て家庭への支援、こどもの健やかな成長のための環境整備

## 2 千葉市こども・若者基本条例

### (2) 『千葉市こども・若者基本条例』の概要

「こども」…新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期等の各段階に限らず、**心身の発達**の過程にある者

「若者」…**思春期又は青年期**にある者

#### こどもや若者の権利の保障

- ・こどもの権利に関する基本的事項や、家庭や施設等における権利の保障

#### こどもや若者の意見表明及び反映、社会参画

- ・日常生活における意見表明の保障、計画策定等に当たってこどもや若者の意見を聴く機会の確保
- ・社会参画促進のための周知啓発や機会の設定

#### こどもや若者に関する施策の推進

- ・市内部の連携や調整を強化する体制整備
- ・計画の推進状況検証のため、附属機関による審議やこども・若者からの意見聴取

#### こどもの権利救済委員

- ・こどもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利の回復を支援するための権利救済委員を設置

## 2 千葉市こども・若者基本条例

### (3) 『こどもの権利の保障』 ～5つの権利～

(第11条～第16条)

- ・こどもは権利の主体であり、大人と同様に独立した人格を持つ一人の人間としての最善の利益が図られなければならない
- ・他者の権利を侵害しない範囲で、どのような状況においても尊重され、いかなる侵害も受けない



- ✓ こどもの権利は、誰もが生まれながらに持っているものとしてあたりまえに守られなければならない
- ✓ こどもが自らの権利を行使する際に、それがこども本人にとって最も良いことと考えられない場合は、その理由をこどもにわかるように説明し、理解を求める必要がある

# 2 千葉市こども・若者基本条例 (4)普及啓発①

## 『こども週間』の制定

- ・条例の目的等について、市民の関心を高め、理解を深めるための周知啓発の一環として、  
**11月20日を含む1週間を「千葉市こども週間」に制定** ※11月20日は「世界こどもの日」
- ・市は、「こども週間」にふさわしい事業を行う

『こどもまんなかフォーラム』 日時:11月16日(日) 13:00～ 場所:子ども交流館

### ●基調講話

テーマ

『こどもまんなか社会』の実現を目指して

登壇者

吉永 真理さん(昭和薬科大学教授)



### ●パネルディスカッション基調講話

テーマ

こどもとおとなが共に描く『こどもまんなか社会』

登壇者

神谷 俊一(千葉市長)

初谷 千鶴子さん(千葉市こどもの権利救済委員)

秦 由加子さん(パラトライアスロン選手)

高松 里菜さん(千葉市こども・若者会議メンバー)



# 2 千葉市こども・若者基本条例 (4)普及啓発②

## 『こども週間』の制定



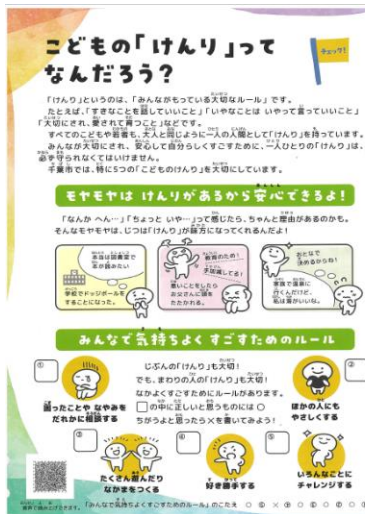
# 2 千葉市こども・若者基本条例 (4)普及啓発③

## 『リーフレット』の制作

・条例の基本理念やこども・若者の権利等について、当事者であるこども・若者や、広く市民に向けて周知・啓発を行うことを目的としたリーフレットを作成。

※「やさしい版(小学生低学年向け)」、「くわしい版(小学生高学年以上向け)、おとな版(保護者・関係機関向け)」の3種類

【やさしい版(小学生低学年向け)】



【くわしい版(小学生高学年以上向け)】



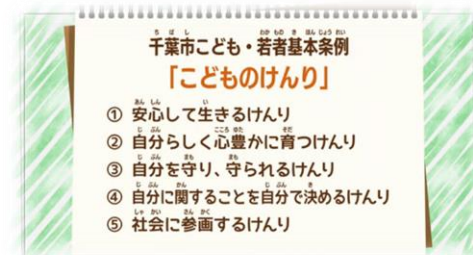
【おとな版(保護者・関係機関向け)】

# 2 千葉市こども・若者基本条例 (4)普及啓発④

## 『アニメーション動画』の制作



千葉市公式チャンネル Chiba City official  
チャンネル登録者数 1.1万人



# 2 千葉市こども・若者基本条例

## (5) こどもの権利救済①

### こどもの権利救済相談室『ちばふらっと』の開設（第21条～第31条）

- ・こどもが権利の侵害、その他の不利益を受けた場合において、**迅速に救済し、権利を回復するため「千葉市こどもの権利救済相談室」を開設**
- ・こどもの権利救済委員が、**第三者的な立場から関係機関等に調査や調整を行い、必要に応じて勧告や是正要請を実施するなど、こどもの権利を迅速に救済するための実行性を備えている**



こまったときはココへ

ひかり 秘密にするよ

あなたの声をまってるよ

ひとりじゃ ないよ

ごめんね

ココならだいじょうぶ、ゆっくりでいいよ  
いっしょに考えよう!

言いたいこと だけいいよ

千葉市こどものけんり

こども専用のフリーダイヤルだよ

TEL 0120-306-210

おとなの方はこちら TEL 043-306-2242

（ちばふらっと 受付日時：月・水・金 13:00～19:00 土 10:00～14:00）

←ココを見てね  
ちばふらっとのことが  
くわしくいってあるよ!

#### 運営体制

##### (1) こどもの権利救済委員

弁護士、大学教授等こどもの権利に関し優れた見識を有する者を任命

中溝 明子 千葉県弁護士会で子どもの権利委員会に所属

初谷 千鶴子 千葉女子専門学校福祉保育推進室 室長

##### (2) 相談専門員

社会福祉士等の資格を有し、こどもの権利救済委員の職務遂行を補助し、相談対応や関係機関への調査・調整、こどもの権利救済に関する普及・啓発等を行う



## 2 千葉市こども・若者基本条例 (5) こどもの権利救済②

### こどもの権利救済相談室『ちばふらっと』の開設（第21条～第31条）

#### <相談室が大切にしていること>

- ・「権利の回復」とは、必ずしも「元通りに戻す」ことに限らず、また、権利侵害の対象者に対して敵対心を抱いたり、白黒をつけたり、相手を非難するものではありません。
- ・関係する大人同士が協力し合って、こども本人の意思を尊重し、こどもの気持ちに寄り添い、最善のことは何かを考えながら、将来に向けて安心して生活ができるよう支援することが最大の目的であり、その懸け橋となることが、こどもの権利救済相談室の役割です。

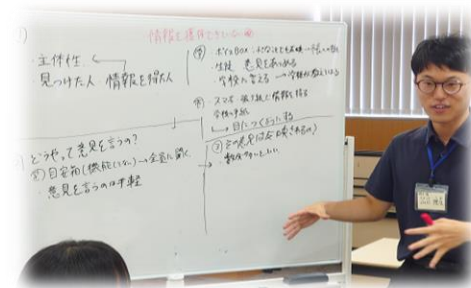
1. 市は、こどもの権利の侵害に関する相談及び救済について、関係機関等と相互に協力及び連携を図るとともに、こども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努める
2. 市は、こどもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利の回復を支援するため、『こどもの権利救済委員』を置く
3. 市は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない
4. 市は、救済委員への相談又は救済の申出に関し、必要に応じて、関係機関と情報を共有し、連携してこどもの支援を行う
5. 市は、救済委員の職務の遂行に関し、必要な協力を行わなければならない
6. 市民及びこどもに関わる施設・団体は、救済委員の職務の遂行に関し、協力をするよう努めなければならない

# 2 千葉市こども・若者基本条例 (6)意見表明/意見反映/社会参画

## 『こども・若者会議』の設置

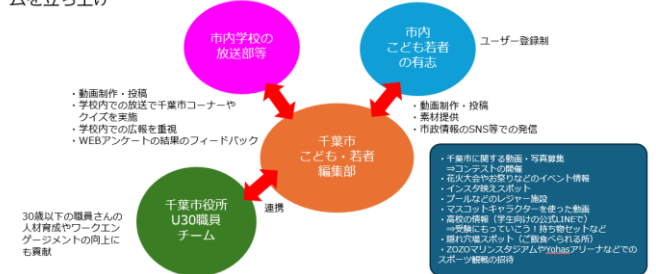
- ・中学生から概ね25歳までの若者20人程度で構成する会議体を設置
- ・ファシリテーターによる進行のもと、市政やまちづくりに関する提案や、施策等に関する意見の聴取などの取組みを実施

※「こども基本法」において、地方自治体はこども施策を策定・実施・評価するに当たり、こども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務付けられた



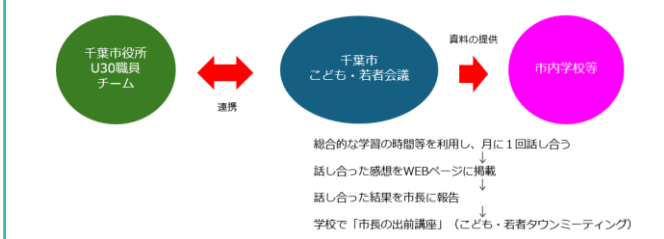
### 提案. 千葉市こども・若者編集部 (仮称)

こども・若者目線で、こどもや若者にとって興味を持つ情報を、自分たちで作成し、編集する「千葉市こども・若者編集部」とそれを支える千葉市役所U30職員チームを立ち上げ



### 提案. 千葉市こども・若者タウンミーティング (仮称)

「総合的な学習の時間」や「探究学習」の時間を通じて、千葉市について知り、関心を高めるための話し合いを進めるための資料(テキスト)等をこども・若者目線で検討するとともに、市長を招いた「千葉市こども・若者タウンミーティング(仮称)」を開催する。

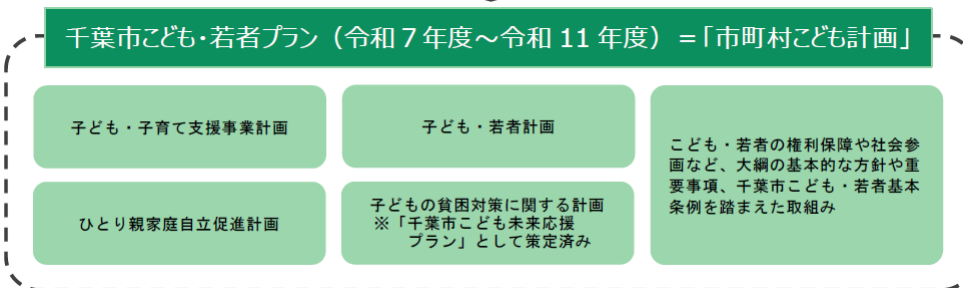


## 『千葉市こども・若者プラン』の策定

今般の社会・経済情勢やこども・若者を取り巻く様々な問題に対応し、全てのこども・若者と子育て家庭への支援などを体系的・総合的に一層推進するために、「千葉市こども・若者プラン」を策定(令和7年度から令和11年度までの5年間)



「こどもを産み育てたい、こども・若者がここで育ち暮らしたいと思うまち『ちば』の実現」を基本理念に、すべてのこども・若者や子育て当事者を対象として、誕生前から青年期までの成長に応じた切れ目のない支援を推進するとともに、子育てと仕事を両立している、子育て世帯に時間を返す取り組みを実施



## 千葉市こども・若者プラン

### ライフステージ別の取組み

#### 基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで（生まれる前から6歳くらいまで）

##### <目指すべき姿>

- 妊婦が安心して子どもを産み育てることができ、こどもが心身ともに健全に発達・成長できること。

##### <主な取組内容>

- (1) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
- (2) 安心して妊娠・出産できる体制の強化
- (3) こどもが安心して健やかに育つための体制の充実



#### 基本施策2 学童期・思春期（6歳から18歳くらいまで）

##### <目指すべき姿>

- こども・若者が夢と希望を持ち、意欲的に行動できること。
- こども・若者が安心して自分らしく過ごし、他者との信頼関係を育むことができること。

##### <主な取組内容>

- (1) こども・若者の居場所づくり
- (2) こども・若者の健全育成
- (3) 社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に関する支援



#### 基本施策3 青年期（18歳くらいから）

##### <目指すべき姿>

- 若者に寄り添い、社会的な自立を多様な方法で支援することにより、次代を担う若者が自分らしく活躍できること。

##### <主な取組内容>

- (1) 若者に関する施策の推進
- (2) 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進
- (3) 雇用・賃金等に関する取組み
- (4) 結婚に伴う新生活への支援

## 千葉市こども・若者プラン

### 取組みの事例

#### 保育サービスの充実

- ◇民間保育園等整備－6年連続待機児童ゼロ達成－
- ◇多子世帯の保育料軽減
- ◇公立保育所での3歳以上児への主食提供実施
- ◇公立保育所での紙おむつサブスクサービスを開始
- ◇こども誰でも通園制度



#### 小中学校の施設整備

- ◇体育館へのエアコン整備を開始
- ◇学校施設の長寿命化を図るため、計画的な保全改修
- ◇防犯カメラの設置(全小中学校、特別支援学校)

#### 不登校児童生徒支援パッケージ

- ◇スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充
- ◇教育支援センター(ライトポート)の機能強化
- ◇不登校児童生徒支援サイトの開設
- ◇学びの多様化学校設置



#### 困難な状況にあるこどもたちへの支援

- ◇こども発達相談室の開設
- ◇生活保護受給世帯等への学習・生活支援
- ◇新東部児童相談所及び発達に係る相談支援機関等の整備

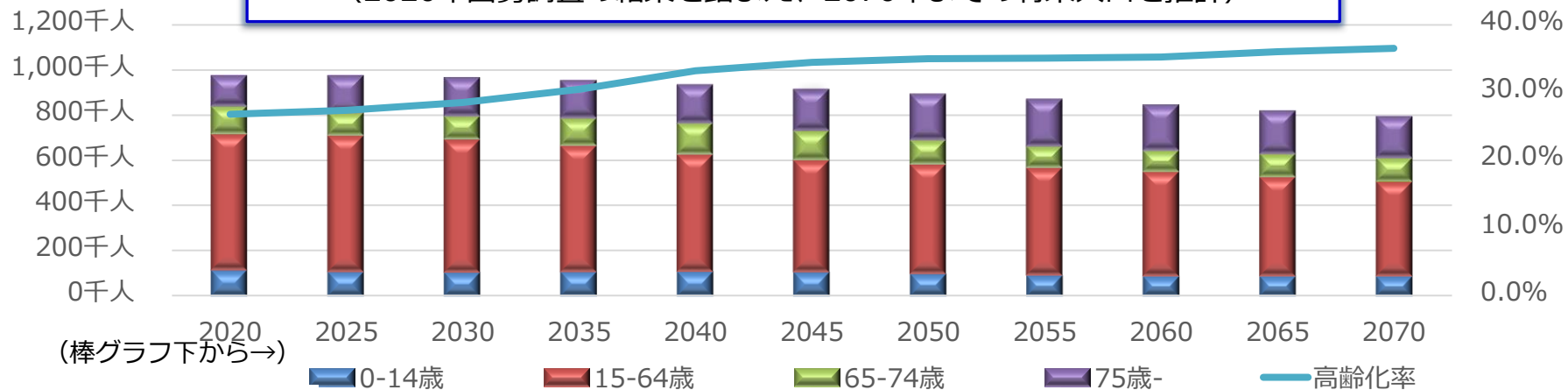


# 4 子ども・子育て支援への取組み

## 子ども・子育て施策の背景～人口減少社会～

- ・千葉市の総人口は、2020年代前半をピークに減少に転じる見通し
- ・65歳以上の人口は継続的に増加し、ピークは2045年（約31万5千人）、高齢化率は2040年に33.2%まで上昇する見通し
- ・15歳未満の人口は継続的に減少

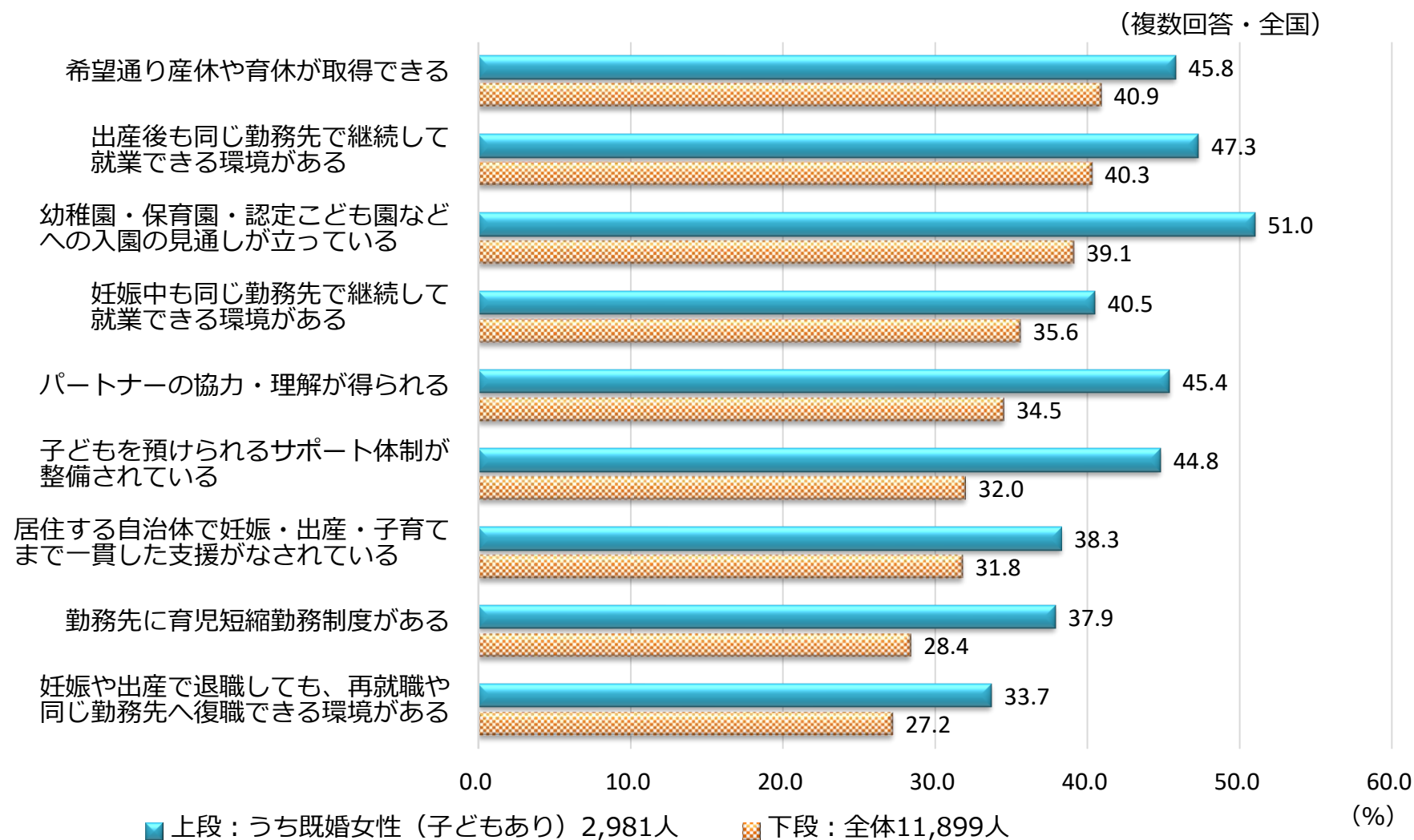
千葉市の将来推計人口  
(2020年国勢調査の結果を踏まえ、2070年までの将来人口を推計)



区分	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065	2070
0-14歳	111.6	104.5	101.6	105.0	105.9	102.9	96.0	89.8	86.3	85.6	85.7
15-64歳	602.1	603.4	589.0	558.0	518.3	496.6	485.3	476.4	462.2	439.5	419.6
65-74歳	124.9	101.7	103.6	123.1	140.9	132.1	109.1	97.2	96.3	104.7	106.2
75歳-	136.4	165.3	172.0	167.8	169.6	183.4	204.2	208.8	202.5	191.2	184.7
計	975.0	974.9	966.2	953.9	934.7	915.0	894.6	872.2	847.3	821.0	796.2
高齢化率	26.8%	27.4%	28.5%	30.5%	33.2%	34.5%	35.0%	35.1%	35.3%	36.0%	36.5%

# 4 子ども・子育て支援への取組み 出産・育児に関する意識調査

## ■ どのようなことがあれば安心して子どもが持てるようになるか



出典：内閣府 2018年度「少子化社会対策に関する意識調査」

## ■ こども誰でも通園制度

保護者の就労要件を問わずに保育所などを時間単位で利用できる制度

→本市は、R8年度からの全国的な実施に先駆け、R6年度から実施している。

- ❖対象児童 0歳6か月～3歳未満の未就園児
- ❖実施施設 公立保育所・民間保育園等（25施設（R8.1現在））
- ❖利用料 1時間300円
- ❖ひと月の利用上限時間 10時間

## ■ 放課後児童健全育成事業（子どもルーム）

利用者のニーズに対応した取組みの強化

- ❖土曜日開所時間の延長（2022年度～）
- ❖民間事業者が設置する子どもルームの利用促進（2022年度～）  
音楽や英語など様々な特色を持つ民間子どもルームの紹介リーフレットを作成
- ❖夏休み期間に限定した利用区分（サマールーム）を新設（2025年度～）
- ❖子どもルームと放課後子ども教室を一体的に運営する「アフタースクール」への移行（10校／年）

## ■ 地域の子育て環境の整備

乳幼児の健やかな育成や子育て家庭を支援するため、親子の遊びと交流の場を提供

- ・子育て支援館（1か所）
- ・子育てリラックス館（各区2か所）
- ・地域子育て支援センター（7か所）



## ■ 病児・病後児保育

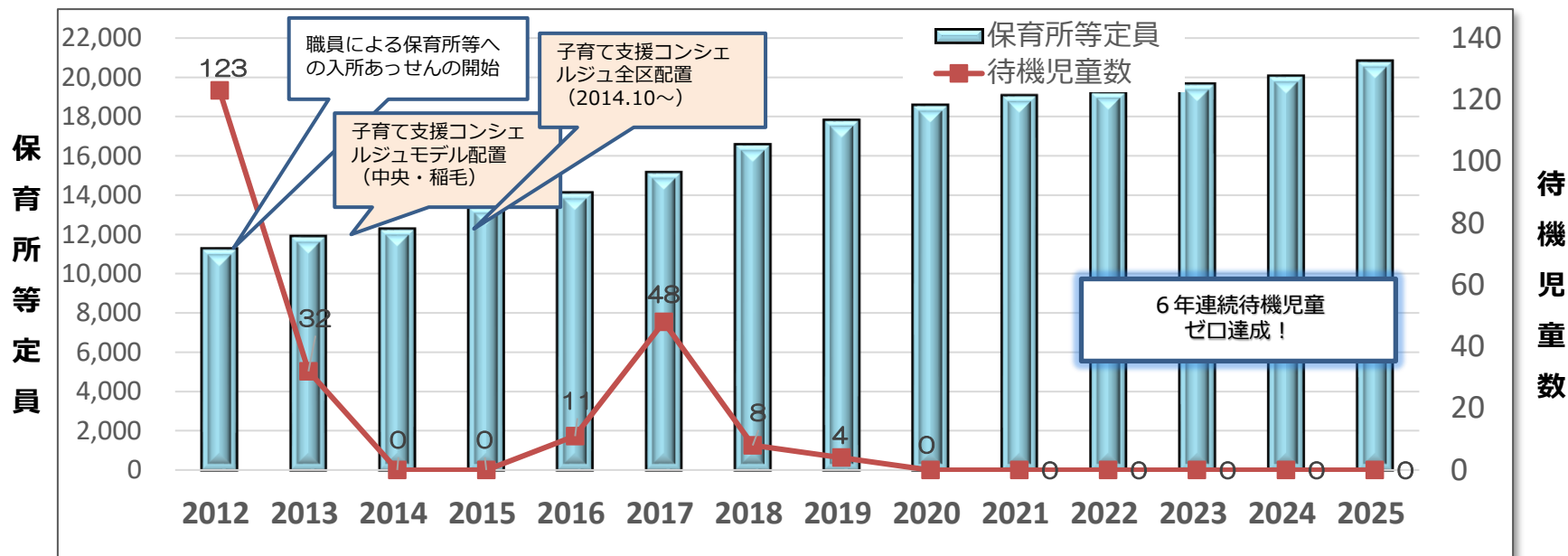
保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気等で集団保育や家庭での育児が困難な場合、医療機関に併設した施設で児童を預かる。（10か所）

## ■ 男性の子育て支援

- ・男性の育児休業取得促進奨励金
- ・パパスクール、プレパママ講座
- ・イクメン応援イベント等の開催
- ・パパパスポート



# 5 待機児童ゼロ継続に向けた取組み (1) 保育所待機児童数の推移



区 分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
保育所等数	123	131	172	191	231	276	310	331	343	344	349	356	369
保育所等定員	11,913	12,274	13,383	14,117	15,153	16,556	17,802	18,569	19,056	19,215	19,639	20,040	20,806
就学前児童数(A)	49,049	48,022	47,192	46,491	45,398	44,203	43,187	42,081	40,968	40,007	38,982	38,067	36,942
入所申込数(B)	12,709	13,588	14,516	15,356	16,232	16,792	17,501	18,129	18,178	18,430	18,760	19,839	19,961
申込率(B/A)	25.9%	28.3%	30.8%	33.0%	35.8%	38.0%	40.5%	43.1%	44.4%	46.1%	48.1%	52.1%	54.0%
入所児童数	12,478	13,274	14,174	14,724	15,633	16,375	17,072	17,644	17,687	17,842	18,006	18,957	19,350
待機児童数	32	0	0	11	48	8	4	0	0	0	0	0	0
定員増加数	635	361	1,109	734	1,036	1,403	1,246	767	487	159	424	401	766

# 5 待機児童ゼロ継続に向けた取組み (2) 保育所等へのマッチング(あっせん)

## ■ 入所不承諾世帯への空き施設のマッチング

対象世帯へ連絡を取り、個別に事情を聞いたうえで、入所可能な施設等の紹介・斡旋を行う。(1月下旬から3月中旬まで実施)

## ■ きめ細やかな情報提供

保育ルーム、長時間預かり保育を実施する幼稚園についても空き状況を把握し、情報提供を行う。

## ■ 子育て支援コンシェルジュ

一人一人のニーズに対応した保育・子育て支援サービスの利用について専門スタッフが相談に応じる。(稲毛区2名、その他各区1名)



# 5 待機児童ゼロ継続に向けた取組み

## (3)待機児童解消に向けた主な施策

### ■ 民間保育園等の整備、幼稚園の認定こども園移行

母親の就労率上昇などに伴い、引き続き増加する保育需要に対応するための受け皿を整備

### ■ 認可外保育施設の保育ルーム

認可外保育施設のうち、認可外保育施設の基準を遵守したうえで、一年以上の運営実績を有するなどの基準を満たす市が認定した施設

### ■ 幼稚園の長時間預かり保育

通常の教育時間（概ね午前9時～午後2時）の前後や、夏期など長期休業期間中にも11時間以上預かり保育を実施する幼稚園に助成



## 5 待機児童ゼロ継続に向けた取組み

### (4) 将来の需要減への意識と質の確保

#### ■ 将来の需要減への意識

- ❖ 保育需要が減少局面に向けた過渡期であることも考慮
- ❖ 整備にあたり、認可保育所の定員の変更、分園設置、幼稚園の認定こども園移行、保育ルーム等の認可移行など既存施設を活用

#### ■ 保育の質の確保

- ❖ 認可保育所等の認可基準は、国基準を上回る基準を設定
  - ① 乳児室の面積（国:1.65㎡/人、市:3.3㎡/人）
  - ② 1・2歳児担当保育士配置（国:6人に1人、市:5人に1人）
- ❖ 運営事業者の選考に際し、外部の専門家による厳密な審査  
開設後も、通常の監査のほか、専任の保育士が定期的に巡回指導
- ❖ 保育中の事故防止と園外活動の安全対策
  - ・ 園内の安全点検、ヒヤリハット事例の共有、職員研修、避難訓練等の実施
  - ・ キッズ・ゾーン（車両運転者への注意喚起のための道路区域）の設定、キッズ・ガード（園外活動時の児童を見守る保育支援者）の配置
- ❖ ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営